

熊本県工事検査規程

(昭和43年訓令甲第20号)

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第80条の規定に基づいて行う工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

1. しゅん工検査
2. 一部しゅん工検査
3. 中間検査
4. 出来形部分検査

(しゅん工検査)

第3条 しゅん工検査は、請負者から工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(一部しゅん工検査)

第4条 一部しゅん工検査は、請負者から指定部分(設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。)の工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、工事の途中において必要がある場合に、使用材料及び工事施工方法の適否、現場管理及び工事の進捗の状況等について随時行うものとする。

(出来形部分検査)

第6条 出来形部分検査は、請負者から出来形部分の検査請求がなされた場合に、当該部分について行うものとする。

- 2 前項に規定する出来形部分には、次の各号に掲げるものは含まないものとする。
 1. 設計図書と相違する部分
 2. 棄損亡失のおそれのある工事材料
 3. 施工中のため出来形部分として認め難い部分

(検査員)

第7条 検査は、知事が命じた職員又は専門的な知識を有し、知事が検査を委嘱する者

(以下「検査員」という。)が行う。

(立会人)

第8条 検査は、当該工事の監督員並びに請負者又はその現場代理人並びに主任技術者(監理技術者)及び必要に応じて専門技術者(以下「立会人」という。)の立会いのうえ、行わなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査員は、契約書(契約約款を含む。)、設計図書その他関係書類に基づいて、実地に検査を行わなければならない

2 検査員は、地下又は水中等で外部から検査をすることが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。

3 検査員は、検査のために必要があると認めるときは、出来形の一部を取りこわすことができる。この場合において、取りこわした部分は、期限を定め、請負者に、請負者の費用をもって復築させなければならない。

(検査資料等の提供)

第10条 検査員は、検査を行うため必要とする資料、労力等の提供を請負者に求めることができるものとする。

(検査要請)

第11条 地域振興局(熊本県地域振興局設置条例(平成10年熊本県条例第44号)第1条に規定する地域振興局をいう。)及び所属出先機関(熊本県庁処務規定(昭和36年熊本県訓令甲第29号)第2条第4号に規定する所属出先機関をいう。)(以下「地域振興局等」という。)の長又は本庁各課(総室・室・センター)長は、検査(当該地域振興局等の長又は本庁各課(総室・室・センター)の長の専決に係る検査を除く。)を必要とする場合は、当該工事の下検査を行ったうえ、検査要請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の検査要請書には、しゅん工(一部しゅん工を含む。)及び工事中の写真、その他必要な資料を添付しなければならない。

(検査の延期又は中止)

第12条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

(1) 第8条の規定による立会人の立会いが得られないとき。

(2) 天災等の不可抗力によって検査ができないとき。

(3) その他特別の理由があるとき。

(検査結果の報告)

第 1 3 条 検査員は、検査を行ったときは、遅滞なくその結果を知事に報告しなければならない。

2 検査員は、検査の結果手直し工事を必要とするとき、現地において請負者にその旨を指摘するとともに、地域振興局等の長が施行する工事にあつては当該地域振興局等の長及びその工事を主管する本庁の各課（総室・室・センター）の長に通知し、本庁の各課（総室・室・センター）長が施行する工事にあつては当該本庁各課（総室・室・センター）長に通知しなければならない。

3 前項の場合において、検査員は手直し工事を必要とするもののうち、別に定める軽微な事項については、請負者に対し、手直し工事をしよう指示することができる。

(雑 則)

第 1 4 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和 4 3 年 7 月 1 日から施行する。

2 土木工事検査規定（昭和 1 1 年熊本県訓令第 2 6 号）は廃止する。

附 則（昭和 5 0 年 1 2 月 2 7 日訓令第 4 8 号）

この訓令は、昭和 5 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 6 0 年 3 月 2 6 日訓令第 5 号）

この訓令は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 1 0 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 4 月 1 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 日訓令第 1 0 号）

この訓令は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 3 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日から施行する。